糖尿病性腎症重症化予防事業に係る助言実施要領

北海道糖尿病対策推進会議(以下「推進会議」という。)、北海道医師会及び北海道の 三者で策定した北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラムに定める推進会議が行う市町村 への助言については、この要領によるものとする。

1 目 的

各市町村における糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組を推進するため、医学的、科学的観点に基づき、推進会議が、所属構成団体ごとに専門的見地から重症化予防の取組に関する助言を行うことにより、一層の取組の向上を目指すことを目的とする。

2 対象

市町村国民健康保険(以下「市町村国保」という。)を対象とする。

3 実施手順

- (1) 道は前年度の実施状況を市町村国保から、各年度、道が定める様式により報告(以下「取組状況報告」という。)を受けるものとする。
- (2) 道は提出された取組状況報告を推進会議に送付し、市町村国保における取組状況を推進会議の各構成員において共有するとともに、重症化予防の取組を円滑に推進することができるよう、推進会議から意見・助言を受ける。
- (3) 道は推進会議から出された意見・助言内容を取りまとめて、総合振興局(振興局)及び市町村へ情報提供する。
- (4) 市町村は、推進会議からの意見・助言を活用して、重症化予防の取組を推進するものとする。

4 実施主体(事務局)

北海道、北海道糖尿病対策推進会議

5 助言対応

北海道糖尿病対策推進会議の構成

構 成 団 体	対 応 内 容
日本糖尿病学会北海道支部	糖尿病の重症化予防に係る医学的助言に関すること
北海道糖尿病協会	
北海道医師会	かかりつけ医・郡市医師会との医療連携等に関すること
北海道歯科医師会	糖尿病と関連がある歯科疾患や歯科衛生に関すること
北海道薬剤師会	服薬指導に関すること
北海道看護協会	保健指導、療養指導に関すること
北海道栄養士会	栄養指導に関すること

附則

- 1 この要領は、平成29年12月28日から施行する。
- 2 改正後要領は令和3年3月30日から施行する。